

とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”(以下、本会)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鳥取市に置く。

(目的)

第3条 子どもの成長や子育て中のご家庭を地域で支えたり、子どもを中心に置いた地域の交流の場をつくるなどの「こども食堂」や、子ども支援を行う「居場所」(以下、「こども食堂等」という。)を運営する人(団体)同士がつながり、また、こども食堂等を手伝いたい人(団体)も一緒になって、鳥取県内のこども食堂等の更なる充実や取組の輪を広げ、定着させる仕組みをつくることを目的として本会を設立する。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) こども食堂等の取組の充実
 - ① こども食堂等同士のネットワークづくり
 - ② 情報交換や勉強会の場づくり
- (2) こども食堂等の継続の支援
 - ① 食材の提供・配送のネットワークづくり
 - ② 人材の確保のサポート・育成
 - ③ 寄付金の募集・分配の仕組みづくり
 - ④ 情報発信(広報、宣伝等)
 - ⑤ 運営に関する研修会
 - ⑥ 県民向けの啓発活動
- (3) こども食堂の開設の支援
 - ① こども食堂開設に関する相談支援
 - ② こども食堂開設の働き掛け
- (4) その他の前条の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 正会員 本会の目的に賛同する、こども食堂等の活動に取り組む団体(個人)
賛助会員 正会員の行う、こども食堂等の支援を行う団体(個人)

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退 会)

第 7 条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 会員の団体が消滅（解散）したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 会員としてふさわしくないと認められる事案が発生し、役員会にて除名されたとき。

第3章 役員

(役 員)

第 8 条 本会は次の役員を置く。

① 会 長 1名

② 副会長 2名

③ 理 事 若干名

④ 監 事 2名

2 前項の役員は、総会において会員の中から選任する。

(任期及び補充)

第 9 条 役員の任期は2年とする。初回の役員の任期は、平成31年度総会までとする。再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の在任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(職 務)

第10条 会長は会務を統轄し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

2 監事は本会の会計、業務を監査する。

第4章 総 会

(総 会)

第11条 本会の総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。

但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

①会則、事業等の改廃

②事業計画並び収支予算及び決算

③本会の解散

④役員承認

⑤その他本会の運営に関し重要な事項

- 3 本会の総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は会長がこれに当たる。
- 5 総会は会員総数の過半数（委任状も含む。）の出席者で成立する。
- 6 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 特別な事情のある時に限り、会長は文書をもって意見を求め、総会に代えることができる。

第5章 役員会

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

- 2 役員会の招集は、会長が招集する。
- 3 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(運営委員会)

第13条 活動の円滑な運営をはかるため、一部の役員等による運営委員会を必要に応じて開催することが出来る。

- 2 運営委員会の招集は会長が行う。

第6章 会計

(事業報告及び決算報告)

第14条 会長は、毎事業年度終了後5月末までに事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

(会計)

第16条 本会の会計は、コーディネート業務および事務執行の経費に関する協定書に基づき、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団さんいんみらい事業所において執行する。

(寄附)

第17条 寄付金及び寄付食材に関しては、役員会にて各実施団体への配分方法を決定するものとする。

第7章 事務局および専任職員

(事務局および専任職員)

第18条 本会の事務局は労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団さんいんみらい事業所が行い、目的を遂行するため、専任職員であるコーディネーターを配置する。

第8章 雑 則

(細 則)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年 11月 17日から施行する。

この規約は、令和元年 6月28日から施行する。

この規約は、令和2年 6月5日から施行する。

この規約は、令和3年 5月26日から施行する。

この規約は、令和4年 5月31日から施行する。

この規約は、令和5年 6月27日から施行する。